

## 17 第1回期日での攻防

平成19年12月24日  
(相談日から81日目)



申立人側は X と X 代理人、組合委員長 K、同様な駐車違反をした F、さらに同僚 M が出席した。相手方側は D 総務部長と C 総務課長、Y 代理人が出席した。審判委員会は審判官、審判員 R、審判員 L で構成されていた。

### (1) 関係者の傍聴

- ▶ X 代理人が組合関係者の傍聴を求めたところ、Y 代理人は、「本件は組合のからまない個別紛争事案であり、事前に組合と団交もしていないから、組合の傍聴は遠慮していただきたい。」との意見を述べた。これに対し、X 代理人は、「相手方社内におけるコンプライアンス指導等について組合関係者から意見を聞く必要があるので、傍聴を許可されたい。」旨反論したところ、審判委員会は「組合関係者から事情を聞く必要があるかもしれないので、1名だけ傍聴を認めます。」として K の傍聴が許された。相手方の D 総務部長、C 総務課長については、X 代理人が特段の意見を述べなかったため、関係者として Y 代理人の隣席に着席した。

### (2) 審判委員会による審尋

- ▶ 期日では、まず審判委員会から、当事者に対する審尋が行われた。その概要は以下のとおりである。



審判官

#### D への質問

「4月から法令遵守を徹底したとおっしゃっていますが、どのような形で徹底したのですか？文書を配布したりしましたか？」

「朝礼などで、口頭で注意していました。文書を各従業員に1枚1枚配布する、ということはしませんでした。更衣室や喫煙所、休憩所など、従業員が集まっているところに張り紙をして、法令遵守の徹底を呼びかけていました。また、小さな違反でも始末書を提出させるようにもしました。」



D 総務部長





審判官

### Xへの質問

「今のDさんのおっしゃったことは、正しいですか？」



申立人X

「確かに、総務部長がD部長になった4月以降、朝礼で、『法令遵守』という言葉をよく聞きました。でも、部長が代わったから、言うことが変わった程度にしか捉えていませんでした・・・。」



審判官

### Xへの質問

「部長が代わったからというのは、どういう意味ですか？」



申立人X

「前のE部長はあまり法令遵守という言葉は言わない人だったので、部長が代わったら、こういうことを言うのかなあ、と。会社として4月から法令遵守を徹底したということですが、従業員からすると、徹底されてたかなあ、という気持ちです。」



審判官

### Xへの質問

「でも、張り紙がされていたのではないですか？」



申立人X

「確かに、張り紙はされていましたが、張り紙自体は、E部長の時代からされていて、スローガンというか、標語というか、そういうものはありました。D総務部長になってからの張り紙も、スローガンみたいなもので、会社からの指示とか方針の打ち出し、という感じではありませんでした。」

事案の概要

相談

事前交渉

申立書の作成

答弁書の作成

打合せ準備

第1回期日

打合せ準備

第2回期日

打合せ準備

第3回期日